

法人等の参加(エントリー)関係

※文中、NPOとは、NPO法人みんなの北海道 2100 を指します。

【 1 趣旨及び全体的な流れ 】

(主催について)

Q1 プロジェクトの主催・企画主体は？

A1 NPO法人みんなの北海道 2100 です。

(2 町との関係について)

Q2 標茶町、幌加内町との関係は？

A2 2 町は共に、NPO法人の自治体メンバーです。

そして、今回、このプロジェクトの趣旨に賛同して、参加されています。

(プロジェクトの背景・趣旨について)

Q3 プロジェクトの背景、趣旨を教えてください。

A3 様々な社会課題が輻輳するなかで、本NPOは、先ずは今の子供たちがリアルに迎える西暦 2100 年のために、親世代ができることを考えております。大それたことは出来ませんが、一歩でも半歩でも進めて、「こども、学生、若者」のお役に立つため、本プロジェクトをスタートしたいと存じます。

社会の分断、階級社会、貧困の連鎖、その中で、止められない無子化への流れ…。

私たちは、こうした課題解決のためのほんの一助にでもなればと、「奨学金対策」「こどもの体験格差対策」などの側面から、全国の関係法人等に呼びかけ、タッグを組んで進めたいと存じます。

(支援の視点について)

Q4 どういった視点で支援されますか？

A4 次の 3 つ。

(1) 奨学金を借りなくすむように学生を支援(給付型の奨学金等)

→経済的理由で進学を諦める生徒をゼロに！

(2)既に借りていて返済が大変な若者への支援(代理弁済等への支援)

→経済的理由で結婚を諦める若者をゼロに！

(3)結婚されて子育てする際に生じている各般の格差是正についての支援(各取組みへの支援)

→子育てにおける「体験格差」「栄養格差」などをゼロに！

という視点です。

(支援金の送り先について)

Q5 支援金は、NPO宛てに送るスタイルですか？

A5 ご支援いただく場合は、『ふるさと納税』の仕組みを活用いたします。

このため、2つの町のいずれかに寄付して頂き、通常の「ふるさと納税」の仕組みに沿って税額が控除されます。

※幌加内町は、今回は、近隣の学校法人(4つの学校)に限定しています。

標茶町は、その他、いずれも全国の学校法人、そして、若者対策(社会福祉法人、医療法人等)、こども支援対策(NPOの会員の推薦に基づくもの)を応援する3つの累計で応援されます。

(法人、団体の指定について)

Q6 寄付された金額(支援額)は、エントリーした法人で按分されるのですか？

A6 ご支援いただく方は、ホームページで支援する法人を「選べる」(=指定できる)仕組みとなっています。

(2 町の財政収入について)

Q7 この流れの中で、2町の財政収入は、どの位の割合ですか？

A7 事務費、HP委託費等などに支出するため、町財政には基本的に残りません。

(全国へお声かけする趣旨について)

Q8 2町は、何故、全国に募集を、そして、町の財政収入が見込めないのに実施するのですか？

A8 本プロジェクトの趣旨関係。

2町とも、今まで、観光、特産品販売等など様々な側面で全国の方にお世話になっている。

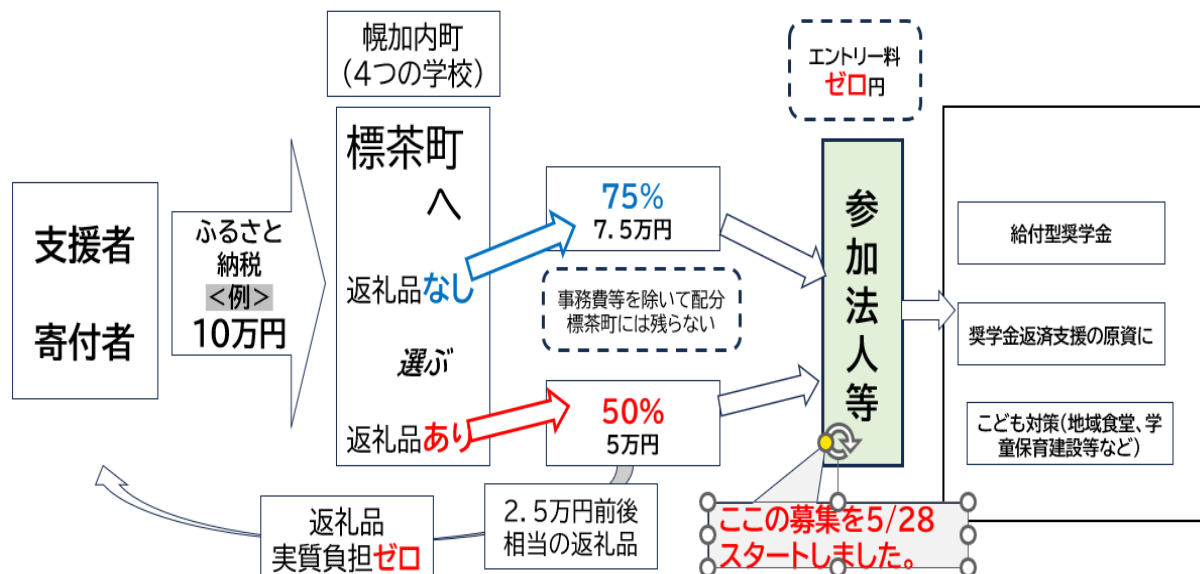
であれば、限られているものの、

「全国の方に少しでもお礼をしよう」、

「ほんの少しでもニッポンに良いことをしよう」ということにご賛同頂き、

実施できる運びとなりました。

【参考 全体のフロー図】



【 2 参加(エントリー)にあたって ～対象、費用、法人の支給手法など～ 】

(募集範囲について)

Q1 参加対象は北海道ですか？全国ですか？

A1 全国、つまり、日本国内全域から募集しています。

(エントリー料について)

Q2 参加(エントリー)料金はお幾らですか？

A2 無料。ゼロ円です。

(対象となる法人、団体などについて)

Q3 具体的に、こういった法人が対象になりますか？

A3 3つの視点に基づいて、次の区分で募集しています。

(1) 奨学金を借りなくすむように学生を支援(給付型の奨学金等)

→経済的理由で進学を諦める生徒をゼロに！

★対象法人

全国の大学、短大、専門学校、高校です。

その他に、NPOの会員の推薦に基づく同窓会組織、学生寮などを想定しています。

(2)既に借りていて返済が大変な若者への支援(代位弁済等への支援)

→経済的理由で結婚を諦める若者をゼロに！

★対象法人

全国の社会福祉法人、医療法人です。

※なお、上記以外の法人の場合は、本年度は、初年度でもあり、選定段階での瑕疵等を避けるため、NPO法人の会員の推薦に基づく法人に限らせて頂いています。

(3)結婚されて子育てする際に生じている、各般の格差是正についての支援(各取組みへの支援)

→子育てにおける「体験格差」「栄養格差」などをゼロに！

★対象法人、団体

NPOの会員の推薦に基づくことも支援団体に限らせて頂いています(A3(2)同様)

具体的には、「地域食堂」を運営する法人・団体、「学童保育」を運営する法人・団体、その他、経済的理由で「体験格差」が生じている分野を支援する法人・団体などを想定しています。

【 3 申し込み方法と参加可否までの流れ、支給手法などについて 】

(エントリーの方法について)

Q1 どのようにエントリーすれば宜しいですか？

A1 NPOのホームページから、事業趣旨、募集要項などをご確認、ご同意いただき、所定の様式をダウンロードして、NPOへお送りください。

(質問手法について)

Q2 不明な点や質問は受け付けていただけますか？

A2 NPOのホームページのお問い合わせフォームをお願いします。

正確性を期すため、お電話でのご質問などは受け付けておりません。ご理解頂きたく存じます。

(エントリー後の流れについて)

Q3 エントリー後の流れについて教えてください。

A3 NPOは、町から選定事務を委託されています。

このため

●NPOで受け付けて書類を拝見して選定作業 → 意見を付して町へ連絡 → 町から貴法人・団体などへご連絡という流れになります。

(申し込みの方法について)

Q4 エントリーは、ホームページ用の画像なども添付するようになっていますが、これは参加表明書と同時提出ですか？

A4 そうして頂くと事務的には助かります。何かご事情がある場合は、NPOまでメールでお問い合わせください。

なお、第1段のホームページへのアップは、画像を含めた書類が、6月15日頃までの分で行う予定ですのでご注意ください。

※その後は、月末締めで翌月20日アップを予定していますが、エントリーの状況を見ながら、適宜、可能な限り、早めにアップすることも検討していきたいと考えています。

(学生、若者への支給手法・規程について)

Q5 学校法人が学生へ。社会福祉法人などが職員へ。NPOが推薦する企業が社員へ。それぞれ奨学金負担軽減などを実施するに当たって、本プロジェクトでの支給手法・規程等の条件はありますか？

A5 特段ございません。各法人が、それぞれの事情に応じた手法で、支給額、時期、対象者選定、住所・国籍、勤続年数等など、既に定まっている規程・基準、これから定める規程・基準などに応じて実施してください。

なお、当該規程・基準について、支援者(寄付者)などからご質問があった場合は、それぞれの法人等でご対応頂きますので、この点、予めご了承の上、進めてください。

【助成金の流れ、時期などについて】

(助成金の流れについて)

Q1 助成金の流れを教えてください。

A2 STEP1 NPOのホームページからエントリー

※その後、町から諾否の連絡

STEP2 全国の支援者が貴法人・団体を指定して、2町のいずれかにふるさと納税

STEP3 その支援額(寄付額)に応じて、2町が貴法人、団体へ助成金を交付(実績報告に基づく)

(助成金が振り込まれる時期及びその前での支援金(寄付金)の状況把握について)

Q2 助成金はいつ振り込まれますか？

A2 今回の場合は、令和9年3月を予定しています(町からの助成金ですので、議会での補正予算の議決後になります)
なお、具体的に、ふるさと納税での支援が始まった後は、途中経過(概ね、各月末時点の状況)を、NPO法人の方で2町からお伺いして整理する予定ですので、当NPO法人へお問い合わせください(お返事まで若干の日数を頂きます)

(助成金の使途について)

Q3 使途についてのお約束などは？(募集要項)

A3 こども・学生・若者支援のためという基本理念の元、ご支援頂く方のお気持ちをしっかりと具現化するため、**募集要項**に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

なお、3つの区分ごとに、その背景から若干異なりますので、ご留意頂くと共に、ご不明な点などは、NPOにメールでご連絡ください。

(繰り越しについて)

Q4 繰り越しはできますか？

A4 エントリーされる法人・団体で、それぞれご事情が異なると存じますので(<例> ➡既に給付型奨学金制度がある、これから制度設計する等など)、次年度以降へ繰り越して、2027年度(令和9年度)から、助成金の額を確認の上、実際に支援策をスタートすることも想定しております。※この場合、繰り越しは原則として3年間を上限とします。

【 5 その他 】

この「よくある質問」は、NPOが関係各位と意見交換し、本日時点で想定されるものを記載しています。

しかしながら、恐らく全国初のスタイルのため、予期せぬ事案も発生することが想定されますので、適宜、加筆修正していくことになるかと存じます。この点、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。